事務局作成資料

資料５

「【注記・附属明細書等】注記の取扱い」に係る検討

５４．重要な会計方針

○「中間とりまとめ」における記述

・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 245.財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。 ①有価証券等評価基準及び評価方法 ②固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法 ③棚卸資産の評価基準及び評価方法 ④繰延資産の処理方法 ⑤外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 ⑥引当金の計上基準及び算定方法 ⑦リース取引の処理方法 ⑧資金収支計算書における資金の範囲 ⑨その他財務書類作成のための基本となる重要な事項	・特になし。

○課題・論点

・現行の取扱いや重要性を踏まえた上で、本基準において変更があった内容を追記等してはどうか。

○論点整理の考え方

・原則として現行を踏まえた記載とするが、「17.有形固定資産の科目分類・評価基準」及び「19.有形固定資産の計上基準」等の議論を踏まえ、有形固定資産及び無形固定資産の評価基準等についても注記したほうがよいのではないか。（特に、物品の計上基準については、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととしている。）

・なお、現行で記載している「棚卸資産の評価基準及び評価方法」及び「外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準」については、重要性を踏まえ、必要に応じて「その他財務書類作成のための基本となる重要な事項」で表示することとしてどうか。

○基準の方向性

・財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

①固定資産の評価基準及び評価方法
②有価証券等の評価基準及び評価方法
③固定資産の減価償却の方法
④引当金の計上基準及び算定方法
⑤リース取引の処理方法
⑥資金収支計算書における資金の範囲
⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

○留意点

・特になし。

５５．会計方針の変更に関する記載

○「中間とりまとめ」における記述

・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 246.会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前段落による記載の次に記載しなければならない。 ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容 ②表示方法を変更した場合には、その内容 ③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容	・特になし。

○課題・論点

・特になし。

○論点整理の考え方

・現行の取扱いを踏まえた記載としてはどうか。

○基準の方向性

・重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければならない。

①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

②表示方法を変更した場合には、その内容

③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

○留意点

・特になし。

５６．重要な後発事象

○「中間とりまとめ」における記述

・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 247.会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。 ①主要な業務の改廃 ②組織・機構の大幅な変更 ③地方財政制度の大幅な改正 ④重大な災害等の発生 ⑤その他重要な後発事象	・特になし。

○課題・論点

・特になし。

○論点整理の考え方

・現行の取扱いを踏まえた記載としてはどうか。

○基準の方向性

・会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

①主要な業務の改廃
②組織・機構の大幅な変更
③地方財政制度の大幅な改正
④重大な災害等の発生
⑤その他重要な後発事象

○留意点

・特になし。

５７．偶発債務

○「中間とりまとめ」における記述

・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 248.会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。 ①保証債務及び損失補償債務負担の状況 ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの ③その他主要な偶発債務	・特になし。

○課題・論点

・特になし。

○論点整理の考え方

・現行の取扱いを踏まえることとするが、保証債務及び損失補償債務負担の状況については、「36.損失補償等引当金」を踏まえ、損失補償等債務の総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額と未計上額）を併せて注記する。

○基準の方向性

・会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

①保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額と未計上額））

②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

③その他主要な偶発債務

○留意点

・特になし。

５８．追加情報

○「中間とりまとめ」における記述

・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 249.財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。 ①出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨 ②利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 ③繰越事業に係る将来の支出予定額 ④その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項	・特になし。

○課題・論点

・現行の取扱いを踏まえた上で、本基準において変更があった内容を追記してはどうか。

○論点整理の考え方

・現行の取扱いを踏まえた記載とするが、

①対象範囲（対象とする会計名）

②「６．財務書類の作成単位」の議論を踏まえ、一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

③「８.財務書類の表示単位(金額)」の議論を踏まえ、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）

を併せて注記する。

また、貸借対照表に係るものとして、

⑤「９．財務書類の体系」の議論を踏まえ、純資産の内訳として、固定資産等形成分と余剰分（不足分）が表示されているが、固定資産等形成分において建設債（不足分の一部）が財源となっているものもあるため、当該内容について注記する。

⑥「21. 基金の評価基準」の議論を踏まえ、減債基金に係る積立不足の有無と不足額

⑦「30. 減価償却累計額の表示(直接法又は間接法)」の議論を踏まえ、減価償却に

ついて直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別又は一括による減価償却累計額

⑧「39.売却可能資産」の議論を踏まえ、売却可能資産に係る資産科目別の金額とその範囲

⑨「40.リース資産」の議論を踏まえ、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

⑩「41.基金（基金借入の取扱い）」の議論を踏まえ、基金借入金の内訳

⑪「67.公債に係る地方交付税措置の区分」の議論を踏まえ、地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

⑫総務省方式改訂モデルで示している将来負担に関する情報（地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素）

また、資金収支計算書に係るものとして、

⑬「51.表示区分」の議論を踏まえ、重要な非資金取引

⑭「53.支払利息の表示箇所」の議論を踏まえ、基礎的財政収支

⑮「68.既存の決算情報と資金収支計算書の比較」の議論を踏まえ、普通会計を含む既存の決算情報との関連性

⑯「69.資金収支計算書における現金収支と発生主義による費用と財源の差額の比較」の議論を踏まえ、資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳

⑰「71.一時借入金に関する情報」の議論を踏まえ、一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額、実績額及び利子の金額

を併せて注記する。

○基準の方向性

・財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

◈対象範囲（対象とする会計名）

◈一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

◈出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含む）及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

◈表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、かかる四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

◈地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

◈利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

◈繰越事業に係る将来の支出予定額

◈その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

・貸借対照表に係るものとして、

◈純資産における固定資産等形成分の内容（地方債の充当額）

◈減債基金に係る積立不足の有無と不足額

◈減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別又は一括による減価償却累計額

◈売却可能資産に係る資産科目別の金額とその範囲

◈地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

◈基金借入金の内訳

◈地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

◈将来負担に関する情報（地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素）

・資金収支計算書に係るものとして、

◈重要な非資金取引

◈基礎的財政収支

◈既存の決算情報との関連性（上記で示した「一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」は除く）

◈資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳

◈一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額、実績額及び利子の金額

を併せて注記する。

○留意点

・上記のほか、「37.歳計外現金」及び「52.【資金収支計算書】資金の範囲」の議論を踏まえ、歳計外現金の支出総額、収入総額等について、資金収支計算書の欄外に注記する。

・「資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳」については、実証を行い、実務負担を踏まえた上で注記するかを整理する。

・「一時借入金の実績額」については、実務負担を踏まえた上で注記するかを整理する。

注記及び附属明細書の取扱い

項目	全体	財務書類			
		貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書
注記	○重要な会計方針 ・固定資産の評価基準及び評価方法(順序変更・無形固定資産を含む) ・有価証券等の評価基準及び評価方法 ・固定資産の減価償却の方法 ・引当金の計上基準及び算定方法 ・リース取引の処理方法 ・資金収支計算書における資金の範囲 ・その他財務書類作成のための基本となる重要な事項 ○重要な会計方針の変更等 ・会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容 ・表示方法を変更した場合には、その内容 ・資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容 ○重要な後発事象 ・主要な業務の改廃 ・組織・機構の大幅な変更 ・地方財政制度の大幅な改正 ・重大な災害等の発生 ・その他重要な後発事象 ○偶発債務 ・保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額と未計上額)) ・係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの ・その他主要な偶発債務 ○追加情報 ・対象範囲(対象とする会計名) ・一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異 ・出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨 ・表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、かかる四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨 ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況 ・利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 ・繰越事業に係る将来の支出予定額 ・その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項	○追加情報 ・純資産における固定資産等形成分の内容(地方債の充当額) ・減債基金に係る積立不足の有無と不足額 ・減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別又は一括による減価償却累計額 ・売却可能資産に係る資産科目別の金額とその範囲 ・地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 ・基金借入金の内訳 ・地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 ・将来負担に関する情報(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の算定要素)			○追加情報 ・重要な非資金取引 ・基礎的財政収支 ・既存の決算情報との関連性(全体の「○追記情報」で示している「一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」は除く) ・資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳 ・一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額、実績額及び利子の金額
附属明細書		・有形固定資産(【事業用資産・インフラ資産・物品別かつ区分別】増減の明細、行政目的別情報) ・投資及び出資金(有価証券:満期保有目的のものの増減の明細、満期保有目的以外のものの増減の明細、市場価格のある有価証券の時価等の明細、市場価格のない有価証券の純資産額等の明細　出資金:増減の明細、市場価格のあるものの時価等の明細、市場価格のないものの純資産額等の明細) ・基金(【種類別】増減の明細、構成資産別の明細) ・貸付金(【貸付先別】増減の明細) ・未収金及び長期延滞債権(【内容別】残高の明細) ・地方債(【種類別】増減の明細(特別分の額、利率別・期日別・特定の契約情報が付された地方債の概要を含む)) ・引当金(【区分別】増減の明細) ・上記以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目	・補助金等の明細(資産形成にあたったものかの内訳)	・財源の明細	・資金の明細
その他					・歳計外現金(収入総額、支出総額、期末残高)(本表の欄外注記)